

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔法規的告示〕

- 高速自動車国道に関する件
(国土交通七九五)
- 新石垣空港について告示した事項に
変更があつた件 (同七九六)
- 航空法第百二十六条第五項の国土交
通大臣の許可を必要としない空港等
の指定に関する告示の一部を改正す
る告示 (同七九七)
- 道路に関する件
(九州地方整備局九六・九八)
- 道路に関する件 (北海道開発局六八)
- 道路に関する件 (同七九七)
- 肉用子牛生産安定等特別措置法施行
令附則第四項の規定に基づき農林水
産大臣が定める地域及び月齢を定め
る件を廃止する件
(農林水産一・一八九)
- 道路法施行令第十七条の二第一項か
ら第三項までの規定を適用しない金
融庁長官の権限等を定める件の一部
を改正する件 (金融庁八五)
- 肉用子牛生産安定等特別措置法施行
令附則第四項の規定に基づき農林水
産大臣が定める地域及び月齢を定め
る件を廃止する件
(農林水産一・一八九)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔官庁報告〕

官庁事項

九州地方整備局公示(九州地方整備局)

労働

官庁報告

労働保険審査官及び労働保険審査会法
第五条の規定に基づく関係労働者及び
関係事業主を代表する者の候補者の推
薦について (厚生労働省)

日本国に帰化を許可する件
(法務省告示七八)

〔公 告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係
裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、
特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

令和七年八月七日

- 高速自動車国道に関する件
(国土交通七九五)
- 新石垣空港について告示した事項に
変更があつた件 (同七九六)
- 航空法第百二十六条第五項の国土交
通大臣の許可を必要としない空港等
の指定に関する告示の一部を改正す
る告示 (同七九七)
- 道路に関する件
(九州地方整備局九六・九八)
- 道路に関する件 (北海道開発局六八)
- 道路に関する件 (同七九七)
- 肉用子牛生産安定等特別措置法施行
令附則第四項の規定に基づき農林水
産大臣が定める地域及び月齢を定め
る件を廃止する件
(農林水産一・一八九)
- 道路法施行令第十七条の二第一項か
ら第三項までの規定を適用しない金
融庁長官の権限等を定める件の一部
を改正する件 (金融庁八五)
- 肉用子牛生産安定等特別措置法施行
令附則第四項の規定に基づき農林水
産大臣が定める地域及び月齢を定め
る件を廃止する件
(農林水産一・一八九)

法規的告示

○ 金融庁告示第八十五号

銀行法施行令 (昭和五十七年政令第四十号) 第十七条の四第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件 (平成十四年金融庁告示第三十五号) の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から適用する。
令和七年八月七日
金融庁長官 伊藤 豊
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

第五条	令第十七条の四第四項の規定に基づ き、同条第一項から第三項までの規定を適 用しない金融庁長官の権限等を定める件 (平成十四年金融 庁告示第三十五号) の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から適用する。	改	正	後					
第五条	〔同上〕	改	正	前					
備考	表中の「」の記載は注記である。								
○ 農林水産省告示第百八十九号	〔略〕	銀行代理業者	権限	銀行代理業者					
令和七年農林水産省告示第二百六十号 (肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に 基づき農林水産大臣が定める地域及び月齢を定める件) は、令和七年八月七日限り廃止する。ただし、 福岡県において生産された肉用子牛であつて、令和七年十一月三十日までの間に譲り受けられ飼養が 開始されたものに対する肉用子牛生産安定等特別措置法施行令 (昭和六十三年政令第三百四十七号) 附則第四項の規定の適用については、なお従前の例による。	ソニー銀行株式会社	令第十七条の四 第一項第二号から 第六号まで、第九 号及び第十号に掲 げる金融庁長官の 権限	〔同上〕	ソニー銀行株式会社	〔同上〕	オリックス銀行株式会社	〔同上〕		
令和七年八月七日									

その他告示

農林水産大臣 小泉進次郎

○ 国家公安委員会告示第二十七号

道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委
員会告示第十六号 (道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件) の一部
を次のように改正する。

令和七年八月七日

国家公安委員会委員長 坂井 学

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改	正	後	改	正	前
路線名	区	間	路線名	区	間
【略】	福島県田村郡小野町から田 線	市まで	【同上】	福島県田村郡小野町から田 線	市まで
【略】	いわき市泉町から同市山田 町まで	いわき市泉町から同市山田 町まで	【同上】	【同上】	【同上】
【三・四 略】			【三・四 同上】	【同上】	【同上】
備考 表中「」の記載は注記である。			【三・四 同上】	【同上】	【同上】

この告示は、公布の日から施行する。

○外務省告示第二百八十五号

令和七年七月十一日にハバナで、債務救済措置に関する次の書簡の交換がキューバ共和国政府との間に行われた。

令和七年八月七日

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、キューバの商業上の債務（以下「商業上の債務」という。）に係る債務救済措置に関して二千十六年九月十九日及び二千二十二年六月三日に日本国政府とキューバ共和国政府との間で交換された書簡（以下それぞれ「従前の書簡I」と及び「従前の書簡II」という。）並びに二千二十五年一月十六日及び十七日にパリで開催されたキューバ共和国政府の代表者と関係する債権国政府の代表者との間の協議において到達した結論であつて、キューバ共和国の債務の取扱いに関するキューバ共和国とキューバ債権者グループとの間の合意事録（二千十五年十二月十二日付け）の二千二十五年修正（二千二十五年一月十七日付け）に定めるものに基づいて日本国政府の代表者とキューバ共和国政府の代表者との間で行なわれた最近の交渉に言及する光榮を有します。本使は、更に、当該交渉において到達した次の了解を確認する光榮を有します。

(1) この取扱は、一方においてキューバ共和国政府及びキューバ共和国の国営企業と他方において

日本国の居住者である関係する債権者との間で契約されかつ、日本国政府が保険を引き受けた商業上の債務（弁済期間が一年を超えるもの）についての次の元本、繰延利子及び遅延利子であつて、商業上の債務に係る債務救済措置に関して従前の書簡I及び従前の書簡IIにより行なわれた取

極に従つて過去に繰り延べられたものの総額について適用する。

(a) 従前の書簡IIの下で二千二十二年十月三十一日に弁済期限が到来した元本、繰延利子及び遅延利子であつて、二千二十四年九月三十日時点で未払のもの（その額は、八億六千七百九十八万三千七百三十七円（八六七、九八三、七三七円）となる。）

国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。

【一 略】

二 次の表の上欄に掲げる都道府県道（道路法第三条第三号に規定する都道府県道をいう）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分

国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。

【一 同上】

二 同上

(b) 従前の書簡Iの下で二千二十三年十月三十一日に弁済期限が到来した未払の元本（その額は、十九億六千二百三十三万八千三十二円（一、九六二、三三八、〇三二円）となる。）

(c) 従前の書簡Iの下で二千二十四年から二千三十三年までの毎年十月三十一日に弁済期限が到来しており、又は到来する未払の元本（その額は、二百六十七億四千五百五十八万三千三百七円（二六、七四五、五八三、三〇七円）となる。）

(d) 従前の書簡Iの下で二千二十年十月三十一日に弁済期限が到来した未払の元本（その額は、十億八千六十二万二千六百十八円（一、〇八一、六二二、六一八円）となる。）

(e) 従前の書簡Iの下で二千二十一年十月三十一日及び二千二十二年十月三十一日に弁済期限が到来した未払の元本及び繰延利子（その額は、四十五億三百万五千八百十一円（四、五〇三、〇〇五、八一、一円）となる。）

(f) 従前の書簡Iの下で二千二十三年十月三十一日及び二千二十四年十月三十一日に弁済期限が到来した未払の繰延利子（その額は、八億三千二百九十万千七百一円（八三二、九〇一、七〇一円）となる。）

(g) (d)、(e)及び(f)に規定する債務について、従前の書簡IIの下で関連する支払期日の翌日から二千二十四年九月三十日まで（兩日を含む。）に生じた繰延利子であつて未払であるもの（その額は、二億三千二百九万五千八百八十七円（二三二、〇九五、八八七円）となる。）

(h) (a)に規定する債務について、従前の書簡IIの下で二千二十二年十一月一日から二千二十四年九月三十日まで（兩日を含む。）に生じた年九パーセントの率の遅延利子であつて未払であるもの（その額は、一億四千九百八十一万六千三百七十一円（一四九、八一六、三七一円）となる。）

(i) 従前の書簡IIの下で二千二十二年十月三十一日に弁済期限が到来した債務の一部であつて二千二十四年五月三十日に支払われたものについて、従前の書簡IIの下で二千二十二年十一月一日から二千二十四年五月三十日まで（兩日を含む。）に生じた年九パーセントの率の遅延利子であつて未払であるもの（その額は、千七百三十九万五千五百六十七円（一七、三九五、五六七円）となる。）

(j) (b)に規定する債務について、従前の書簡Iの下で二千二十三年十一月一日から二千二十四年九月三十日まで（兩日を含む。）に生じた年九パーセントの率の遅延利子であつて未払であるものの（その額は、一億六千二百九万四千四百九十七円（一六二、〇九四、四九七円）となる。）

(k) (a)から(g)までに規定する債務（以下「繰延商業債務」という。）の総額は、三百六十二億二千五百五十三万九千九十三円（三六、二二五、五三一、〇九三円）になる。

(l) (1)及び(2)に規定する額は、両政府の関係当局が行う最終的な照合の後に、両政府の関係当局間の同意により修正することができる。

(m) 2 キューバ共和国政府は、次に定める支払計画に従い、株式会社日本貿易保険（以下「NEXI」という。）に対し、キューバ国立銀行を通じて円貨により繰延商業債務の総額を支払う。

(n) (1)(a)に規定する債務は、この書簡の附属書Iに掲げる支払計画に従い、二千二十五年九月三十日に始まる五回の年賦払によつて支払われる。

(o) (1)(b)から(g)までに規定する債務は、この書簡の附属書IIに掲げる支払計画に従い、二千三十九年九月三十日に始まる十五回の年賦払によつて支払われる。

(p) (1)(b)から(g)までに規定する債務は、この書簡の附属書IIに掲げる支払計画に従い、二千三十九年九月三十日まで（兩日を含む。）は、年一・五パーセントとし、二千三十年十月一日から二千四十四年九月三十日まで（兩日を含む。）は、年二・〇パーセントとする。

(q) (2)(a)から(g)までに規定する債務は、NEXIに対し、繰延商業債務及び(3)の規定に従つて元加される利子（以下「元加利子」という。）について(2)に定めるところにより算定される利子を、二千三十九年九月三十日まで（兩日を含む。）は、年一・五パーセントとし、二千三十年十月一日から二千四十四年九月三十日まで（兩日を含む。）は、年二・〇パーセントとする。

(r) (b) 支払われる利子の額は、未決済の繰延商業債務又は元加利子の額に、関連する支払の支払期日の前年の十月一日から当該支払期日まで（兩日を含む。）の日数及び一日当たりの利子率を乗じて算定される。一日当たりの利子率は、(a)に規定する利子率を三百六十五で除して算定され。前記の算定方法を算式で表したもののは、この書簡の附属書IIIに掲げられる。

附属書V

一千三十余年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

一千三十二年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

一千三十二年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

一千三十三年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

一千三十四年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

一千三十五年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

一千三十六年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

一千三十七年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

一千三十八年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

一千三十九年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

一千四十一年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

一千四十二年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

一千四十三年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

一千四十四年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

一千四十五年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

一千四十六年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

一千四十七年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

一千四十八年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

一千四十九年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

(記文) (キューバ側書簡)
書簡をもつて啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したいとを確認する光榮を有します。
(日本側書簡)
本官は、更に、キューバ共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとするに同意する光榮を有します。本官は、以上を申し進めるに際し、ソリに閣下に向かつて敬意を表します。

一千二十五年七月十一日ハバト

キューバ共和国 副首相 リカルド・カブリサス・ルイス

キューバ共和国駐在 日本国特命全権大使 中村和人閣下

○農林水産省告示第千百九十九号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法(平成十年法律第八十回)第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月七日

農林水産大臣 小泉進次郎

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Chrysanthemum L.	精興畠岳	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鶴飼町531番地8	第37465号 令和7年6月26日
Dianthus L.	SAKDIA116	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号	第37711号 令和7年6月13日
"	SAKDIA117	"	第37712号 令和7年6月13日
Hydrangea L.	OTR01	高橋康弘 千葉県成田市前林1199番地	第36122号 令和7年6月20日
"	STB1381 WMFRP	塙原卓哉 埼玉県本庄市下野堂2丁目4番2号	第36240号 令和7年6月27日
Petunia Juss.	MAP テヌート	未来アグリス株式会社 愛知県長久手市山越606番地 水野隆 愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の1	第37565号 令和7年6月11日
Prunus avium (L.) L.	紅藤清	伊藤清義 山形県山形市大字谷柏189番地	第31832号 令和7年6月23日
Vitex trifolia L.	ブルグリーン	倉富宏文 福岡県久留米市田主丸町秋成852番地6号	第32592号 令和7年6月27日

○農林水産省告示第千百九十一号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十二号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月七日

農林水產大臣 小泉進次郎

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Hydrangea L.	MATSU2023-1	松本正志 長崎県佐世保市針尾東町2999番地	第36943号 令和7年6月3日
"	MATSU2023-2	"	第36944号 令和7年6月3日
"	KEN-1	"	第36945号 令和7年6月3日
"	KEN-2	"	第36946号 令和7年6月3日
Petunia Juss.	KEIPERURIHE M	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	第36409号 令和7年6月5日
"	TX1033	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第36443号 令和7年6月5日

○農林水產省告示第二号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第百七十九号）第四条第一項の規定に基づき、令和七年六月一日付けをもつて次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

令和七年八月七日

農林水產大臣 小泉進次郎

承認番号 25-46V-0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	ゾエティス・ジャパン株式会社 代表取締役社長 加藤 克利 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	伝染性ファブリキウス囊病ウイルス由来VP2蛋白質発現遺伝子及びニューカッスル病ウイルス由来F蛋白質発現遺伝子導入七面鳥ヘルペスウイルスHVT-IBD-ND #42-#30 LP C2株 (IBDV VP2-NDV F, <i>Meleagrid herpesvirus 1</i>)

遺伝子組換え生物等の第一種 使用等の内容

- ① 運搬及び保管（生活力を有する遺伝子組換え生ワクチンを保有する接種動物の運搬及び保管を含む。）
 - ② 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第14条第3項の規定に基づき提出すべき資料のうち臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験（以下「治験」という。）に該当する場合は、同法第80条の2第2項の規定に基づき届け出る治験計画届出書及び動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年農林水産省令第75号）第7条の規定に基づき作成する治験実施計画書に従った使用
 - ③ 医薬品医療機器等法第14条第1項の規定に基づく承認申請書に従った使用（④に該当する行為は除く。）
 - ④ 接種（鶏への接種）
 - ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2の規定に基づき定める感染性産業廃棄物の処理基準に従った接種後の器具及び使用残さの廃棄
 - ⑥ ⑤以外の廃棄（生活力を有する遺伝子組換え生ワクチンを保有する接種動物の廃棄に伴う場合を含む。）
 - ⑦ ①から⑥に付随する行為

○国土交通省告示第七百九十五号

その関係図面は、令和七年八月七日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

八月七日 供用開始の期日
国土交通大臣 中野 洋昌
いわき市山田町壱町田一〇八番六から同市山田町長沢二 令和七年八月七日十五時
六番五八まで 供用開始の期日

○国土交通省告示第七百九十六号

新石垣空港について告示した事項に変更があつたので、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

八月七日 国土交通大臣 中野 洋昌
氏名及住所 沖縄県 沖縄市那覇市泉崎一丁目二番二号
橋及び位置 新石垣空港 沖縄県石垣市

○国土交通省告示第七百九十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一百一十六条第五項の規定に基づき、航空法第百一十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月七日 国土交通大臣 中野 洋昌
航空法第二百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示の一部を改正する告示

航空法第百一十六条规定第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第二百四十七号）の一節を次のように改正する。

質問主意書提出
八月五日議員から次の質問主意書が提出された。

「国民の安全・安心のための不法滞在者七〇ラン」に基づく強制送還の実態に関する質問意書（ラサール石井提出）（第二〇〇号）

日光閣和交渉に関する質問三意書（通航権）
（第二二号）

主意書（石垣のりこ提出）（第二三二号）
木更津駐屯地に暫定配備されていたオスプレ

に関する質問主意書（青木愛提出）（第二二三号）
オスプレイの安全性並びにオスプレイを含め

防衛装備品の調達及びプロジェクト管理に関する質問主意書（青木愛提出）（第二四四号）

質問主意書転送
八月五日次の質問主意書を内閣に転送した。

戦後八十年に際する首相見解の形式及び位置
に関する質問主意書(神谷宗幣提出)(第一号)
SNS における言論操弄及び政府答弁の整合

SNSにおける言論操作及び政府答弁の整合性に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第二号）フエンタニルを含む薬物問題及び外国勢力による干渉問題

質問主意書（神谷宗幣提出）（第三号）

共産主義及び文化的マルクス主義の浸透と国制度への影響に関する質問主意書（神谷宗幣）

出) (第四号)
トランプ関税対策としての内需拡大策に関する

質問主意書（山本太郎提出）（第五号）
トカラ列島近海群発地震被災者への支援に關

る質問主意書（山本太郎提出）（第六号）
実動組織による原発避難支援が必要となる被
害者扶助二回一の質問主意書（山本太郎提出）

綫量限度に関する質問主意書（山本太郎提出）
(第七号)

「日本はノハノ天国」といふ諱稱及び「ノハノ防止法」制定に関する質問主意書（山本太郎、出（第八号）

憲法を一から考える教育に関する質問主意
(安達悠司提出) (第九号)

選挙演説妨害の取締強化に関する質問主意
(安達悠司提出)(第一〇〇号)

ガザ地区の人道危機を鑑みたパレスチナ国家認に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第

イスラエルによる違法なパレスチナ占領政策

ひ軍事行動を支援する日本企業に対する人権デューデリジエンス強化に関する質問主意（伊勢崎賢治提出）（第二二号）

（水産庁次長）農林水産事務官 信夫 隆生
（大臣官房参事官兼アジア大洋州局）外務事務官 野村 恒成
日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる（各通）
（水産庁次長）農林水産事務官 信夫 隆生
日韓漁業共同委員会代表たる日本政府代表を命ずる（各通）
（大臣官房参事官兼総合外交政策局）外務事務官 門脇 仁一
（水産庁長官）農林水産技官 藤田 仁司
日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる（各通）
（同）同 藤田 仁司
日韓漁業共同委員会代表たる日本政府代表を命ずる（各通）
（北米局長）外務事務官 熊谷 直樹
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表を命ずる（各通）
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による合同会議日本政府代表を命ずる（各通）
（総合外交政策局長）同 有馬 裕
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表を命ずる（各通）
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による合同会議日本政府代表を命ずる（各通）
（水産庁増殖推進部長）農林水産事務官 福島 一
漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業共同委員会日本政府代表を命ずる（各通）
（水産庁漁政部長）同 高橋 広道
漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業共同委員会日本政府代表を免する（各通）
（大臣官房審議官）財務事務官 細田 修一
国際農業開発基金総務会総務代理たる日本政府代表代理を免ずる（以上八月五日）

官 厅 報 告

官 厅 事 項

九州地方整備局公示

道路法(昭和17年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するに至じたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和7年8月7日から一週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長 垣下 複裕
令和7年8月7日

(一) 路 路 の 種 類 一般国道

(二) 路 線 号 名 三十五号及び一百一号

(三) 占 用 を 制 限 す る 区 域

(四) 制 限 の 対 象 と す る 占 用 物 件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保するに至らざるときは、この限りでない。

(五) 占 用 を 制 限 す る 理 由

緊急輸送道路の占用を制限するにあたり、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占 用 の 制 限 の 開 始 の 期 日

令和7年8月8日

(七) 図 面 縦 覧 场 所

九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

記

1 推薦資格 雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 推薦手続 別紙様式の推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3 推薦締切日 令和7年8月21日

4 推薦書等の提出先 都道府県労働局職業安定部雇用保険主管課

別紙様式

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏 名	年 齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略 历	備 考

(注意事項)

- 所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位(2以上ある場合はその全部を列挙する。)を記入すること。
- 略歴の欄には、被推薦者が所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

法務省告示配第七十八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和7年8月7日 法務大臣 鈴木 靖祐

住所 東京都中央区

韓昌日 昭和63年1月5日生

劉子慧 平成9年3月25日生

韓佩欽 令和6年4月18日生

住所 熊本県東区

ファム・ティ・テュイ・フォン 昭和59年4月

25日生

ファム・ジャ・フー 平成24年9月20日生

住所 茨城県つくば市

許亜 昭和40年5月23日生

住所 さいたま市浦和区

ランホウ・ウ 昭和40年2月19日生

住所 東京都小金井市

ヤン・シユ 平成8年7月7日生

住所 東京都北区

チエン・シユ 平成10年6月12日生

住所 名古屋市天白区

カタエヴァ・イリナ・アレクセエフナ 昭和55

年2月5日生

住所 茨城県守谷市

ホロワ・マリア・セルゲエフナ 平成3年3月

5日生

住所 東京都江戸川区

ドアン・ミ・オ 令和5年4月1日生

住所 東京都世田谷区

クズネツォフ・ドミトリー・セルゲイヴィチ

昭和63年11月2日生

住所 東京都練馬区

フリアン・ダビド・モヤノ・ホヨス 平成9年

1月10日生

住所 東京都大田区

陳錦英 昭和38年3月27日生

住所 埼玉県志木市

ナン・カン・モ・トゥン 昭和45年3月19日生

サイ・シェン・ワン 平成13年8月3日生

住所 神奈川県大和市

ケイコ・ウイディヤニサ 平成11年4月13日生

住所 名古屋市中村区

ショーラブ・アハメド 令和5年4月5日生

住所 長崎県佐世保市

于成華 昭和55年2月23日生

住所 長野県諏訪市

アルベルト・デブダス・ジュード・ニクソン

昭和53年2月26日生

クリップ・アラッチゲ・チャンディマ・バーナ

デット・ニロシ 昭和61年3月17日生

アイコ・ディヤナー・デワップリヤ 平成24年

10月10日生

アユミ・ディナーヤ・デワップリヤ 平成31年

3月21日生

住所 東京都練馬区

李海兵 昭和60年3月10日生

李嘉嘉 平成23年1月23日生

李嘉超 平成26年10月8日生

住所 東京都荒川区

葉芷吟 昭和62年2月27日生

住所 神奈川県足柄下郡箱根町

ミヤ・マーラー 昭和55年8月16日生

住所 福岡県糸島市

モリシタ・シユンタロウ 昭和28年2月22日生

住所 長野県諏訪郡下諏訪町

カトウ・カズヒロ 昭和36年9月9日生

住所 島根県大田市

柳拓也 昭和54年12月14日生

住所 茨城県土浦市

徐裕華 昭和58年8月30日生

住所 鹿児島県霧島市

ラジ・ウディン 平成7年5月10日生

ウツメ・タヒラ・ビンテ・ラジ 令和2年5月

10日生

ラジ・アブドラ・イブネ 令和4年8月10日生

住所 宮城県黒川郡大和町
白雅子 昭和52年11月29日生
住所 大阪府八尾市
姜英明 昭和50年10月7日生
住所 大阪市城東区
朴京子 昭和25年2月10日生
住所 大阪府吹田市
孫佳寿美 昭和55年5月3日生
住所 大阪市旭区
許應石 昭和45年10月23日生
梁智英 昭和50年2月7日生
許有姫 平成19年7月5日生
許光希 平成22年1月26日生
住所 東京都中野区
エムディ・モイル・アルム・パトワリ 平成5年12月30日生
シクリア・アルム 令和6年8月14日生
住所 東京都北区
ムハマド・エルサドル・ホック 平成元年4月17日生
住所 静岡市駿河区
于承泓 平成9年5月15日生
住所 東京都板橋区
鴻清澤 平成3年11月15日生
住所 東京都渋谷区
尹慶惠 昭和33年3月18日生
住所 北九州市八幡西区
福田洋子 昭和40年10月3日生
薛禮珍 平成6年4月5日生
住所 福岡県糟屋郡志免町
ハニー・ケン・バゲリナワン・リー 平成18年4月29日生
住所 東京都大田区
ワクガワ・マキシミリアノ 平成10年6月23日生
住所 横浜市磯子区
楊進利 昭和62年12月7日生
住所 岡山市中区
孫淑妃 平成18年4月7日生
住所 福岡市中央区
高満 昭和57年6月24日生

住所 福岡県小郡市
チャンドラ・シン・ラマ 平成2年1月19日生
オサン・ラマ 平成27年3月2日生
スズミ・ラマ 平成28年4月5日生
住所 福岡市南区
ラビン・オリヤル 平成5年6月20日生
住所 東京都東村山市
ホサイン・モハンマド・シャミム 昭和62年3月28日生
住所 東京都西東京市
ヘー・マー・エー 昭和63年1月15日生
住所 千葉県松戸市
許飛 昭和63年3月1日生
許俊賢 令和5年1月31日生
住所 大阪府八尾市
時暁妃 平成15年8月16日生
住所 東京都町田市
サチコ・カント 昭和44年8月22日生
エマニエラ・カント 平成16年3月27日生
ルカ・カント 平成18年8月31日生
住所 東京都足立区
李兵 昭和55年3月19日生
住所 群馬県佐波郡玉村町
徐帆 平成14年6月12日生
住所 群馬県太田市
馬艶平 昭和52年9月2日生
住所 群馬県太田市
ア・フェン 昭和44年5月14日生
住所 岡山県倉敷市
王建凱 平成15年12月12日生
住所 北海道富良野市
楊安琪 平成5年5月21日生
住所 滋賀県長浜市
ラマ・シン 平成7年6月13日生
住所 東京都目黒区
陸茵 昭和61年9月28日生
住所 東京都板橋区
李義軍 昭和57年6月15日生
李博翔 平成25年4月17日生
李悠翔 平成29年7月15日生
住所 岐阜市
ジェシカ・ラム・イマヅ 平成9年1月30日生



相 傳 記

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年8月7日

北陸地方整備局長 高松 謙

- 1 処分をした年月日 令和7年7月4日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社上窪工務店
齋藤 嘉安 新潟県糸魚川市大字田海5575
国土交通大臣許可（般一6）第18493号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業に関する一般建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実 令和7年7月4日付けて建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相 続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第7068号

東京都西東京市南町6丁目6番16-307号

申立人 菊池 栄二

本籍静岡県富士市鈴川西町628番地1、最後の住所静岡県富士市大淵174番地の72、死亡の場所静岡県富士市、死亡年月日令和6年11月9日、出生の場所福岡県福岡市南区、出生年月日昭和56年1月20日、職業不明

被相続人 亡 菊池 彩音

静岡県富士市本市場268番地の2 青色会館ビル3階 富士総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 斎藤 寛明

催告期間満了日 令和8年3月14日

静岡家庭裁判所富士支部

令和7年（家）第80587号

大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

申立人 枚方市

本籍奈良県奈良市あやめ池南3丁目2番、最後の住所大阪府枚方市朝日丘町10番34-505号、死亡の場所大阪府枚方市、死亡年月日令和5年6月19日、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和43年10月5日、職業不明

被相続人 亡 塩本 武男

大阪市中央区今橋3-2-20洪庵日生ビル2階

相続財産清算人 弁護士 中島 裕一

催告期間満了日 令和8年3月17日

大阪家庭裁判所

令和7年（家）第80683号

大阪市北区本庄西3丁目2番25梅田北セントボリア管理事務室

申立人 梅田北セントボリア管理組合

本籍東京都中央区八丁堀1丁目5番地4、最後の住所大阪市北区本庄西3丁目2番25-703号、死亡の場所大阪府大阪市都島区、死亡年月日令和元年12月12日、出生の場所東京府南葛飾郡吾嬬町、出生年月日昭和3年2月18日、職業不明

被相続人 亡 阿部トキ子

大阪市北区西天満2-10-2幸田ビル12F

相続財産清算人 弁護士 鈴木 拓史

催告期間満了日 令和8年3月17日

大阪家庭裁判所

令和7年（家）第4184号

大阪府藤井寺市東藤井寺町4番23号

申立人 藤田 佳世

本籍大阪府藤井寺市東藤井寺町10番地、最後の住所大阪府藤井寺市東藤井寺町4番23号、死亡の場所大阪府大阪狭山市、死亡年月日令和5年4月26日、出生の場所大阪府松原市、出生年月日昭和41年4月24日、職業無職

被相続人 亡 大西 規之

事務所堺市堺区中瓦町1丁1番21号 堀東八幸ビル5階

相続財産清算人 弁護士 西村 陽子

催告期間満了日 令和8年3月2日

大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第40276号
大阪市中央区備後町2丁目2番1号
申立人 株式会社りそな銀行
本籍神戸市中央区旗塚通1丁目16番地、最後の住所神戸市垂水区神和台1丁目11番地の2、死亡の場所神戸市垂水区、死亡年月日令和6年6月12日、出生の場所大阪市浪速区、出生年月日昭和22年11月25日、職業不詳
被相続人 亡 森川 次郎
神戸市中央区楠町2丁目2番6号 クスノキ壱番館2階 大倉山法律事務所
相続財産清算人 弁護士 河端 亨
催告期間満了日 令和8年2月20日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第40303号
神戸市垂水区平磯4丁目3番21号フェニックスK2-402
申立人 榎本 昌起
本籍大阪府豊能郡能勢町上杉213番地、最後の住所神戸市兵庫区菊水町10丁目40番地の1
イルマーレ、死亡の場所兵庫県神戸市中央区、死亡年月日令和7年4月20日、出生の場所大阪府豊能郡西能勢村、出生年月日昭和13年3月21日、職業不詳
被相続人 亡 三浦 義正
神戸市中央区海岸通6番地 建隆ビルⅡ3階
相続財産清算人 司法書士 田谷野 智
催告期間満了日 令和8年2月25日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第70075号
兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地
申立人 加古川市長 岡田 康裕
本籍兵庫県加古川市志方町原922番地2、最後の住所兵庫県加古川市志方町原922番地の2、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日平成18年7月24日、出生の場所兵庫県印南郡西志方村、出生年月日昭和13年9月18日、職業不明
被相続人 亡 市岡 正行
事務所兵庫県加古川市加古川町寺家町47-6
加古川ベルデモールビル5A号つづじの総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中森真紀子
催告期間満了日 令和8年2月20日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第407号
奈良市大宮町4丁目273番地の1 奈良スカイハイツ109号
申立人 平方 貴之
本籍大阪府大阪市北区天満1丁目1番地、最後の住所奈良市東紀寺町1丁目1番404号、死亡の場所奈良県奈良市、死亡年月日令和6年5月18日、出生の場所大阪府大阪市北区、出生年月日昭和5年9月8日、職業不詳
被相続人 亡 田中 豊
奈良市大宮町6丁目1番地の1 新大宮駅前ビル4階
相続財産清算人 司法書士法人L.S.Rコンサルティング
催告期間満了日 令和8年3月15日
奈良家庭裁判所

令和7年(家)第5010号
神奈川県横浜市旭区若葉台2丁目9-1104
申立人 伊藤多賀子
本籍山口県周南市大字安田644番地、最後の住所山口県周南市大字安田644番地、死亡の場所山口県周南市、死亡年月日令和6年12月16日、出生の場所山口県熊毛郡三丘村、出生年月日昭和28年6月6日、職業不明
被相続人 亡 兼満 正美
山口県周南市弥生町3-2 周南法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田畑 元久
催告期間満了日 令和8年2月27日
山口家庭裁判所周南支部

令和7年(家)第7046号
福岡県福岡市西区周船寺1丁目17番18号
申立人 一般社団法人かわはら社会福祉士事務所
本籍香川県三豊市財田町財田上7546番地5、最後の住所福岡県福岡市西区室見が丘2丁目22番1号特別養護老人ホームあおい、死亡の場所福岡県福岡市西区、死亡年月日令和6年11月15日、出生の場所南満洲瓦房廠青葉街、出生年月日昭和6年5月24日、職業不詳
被相続人 亡 小西 夕エ
事務所福岡県福岡市中央区大名2丁目4番38号チサンマンション天神Ⅲ315号
相続財産清算人 司法書士 本田 昇
催告期間満了日 令和8年3月31日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第7164号
福岡県福岡市早良区四箇田団地17番304号
申立人 笹木 美保
本籍福岡県福岡市早良区千隈3丁目298番地4、最後の住所福岡県福岡市早良区千隈3丁目2番11号、死亡の場所福岡県福岡市早良区、死亡年月日令和7年1月24日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和40年7月31日、職業不明
被相続人 亡 安河内克彦
事務所福岡県福岡市中央区薬院1丁目6-9
福岡ニッセイビル602
相続財産清算人 弁護士 八木 大和
催告期間満了日 令和8年3月31日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第3024号
福岡市中央区大名2丁目12番1号
申立人 株式会社福岡中央銀行
本籍福岡県飯塚市庄司973番地1、最後の住所福岡県鞍手郡小竹町大字御徳167番地104、死亡の場所福岡県鞍手郡小竹町、死亡年月日令和7年2月6日、出生の場所福岡県嘉穂郡幸袋町、出生年月日昭和34年5月25日、職業自営業
被相続人 亡 伏原 一好
福岡県直方市湯野原2丁目14番24号
相続財産清算人 弁護士 休場 明
催告期間満了日 令和8年2月27日
福岡家庭裁判所直方支部

令和7年(家)第273号
鹿児島市易居町2番1号
申立人 有限会社梅月堂
本籍鹿児島県鹿児島市中町5番地24、最後の住所鹿児島市易居町2番1号、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日推定令和6年12月28日、出生の場所鹿児島県鹿児島市、出生年月日昭和36年4月3日、職業自営業
被相続人 亡 荒木 淳紀
事務所鹿児島市名山町5番10号弁護士法人福元法律事務所
相続財産清算人 弁護士 上釜 明大
催告期間満了日 令和8年2月27日
鹿児島家庭裁判所

令和7年(家)第59号
鹿児島県霧島市隼人町松永2134番地
申立人 竹山 一男
本籍鹿児島県霧島市隼人町姫城829番地3、最後の住所鹿児島県霧島市隼人町姫城829番地3、死亡の場所鹿児島県霧島市、死亡年月日令和6年12月1日、出生の場所鹿児島県姶良郡隼人町、出生年月日昭和23年12月11日、職業不詳
被相続人 亡 菅原まち子
事務所鹿児島県霧島市国分中央1-3-42
J.R九州国分ビル2F きりしま法律事務所
相続財産清算人 弁護士 末吉 隆之
催告期間満了日 令和8年2月17日
鹿児島家庭裁判所加治木支部

令和7年(家)第212号
三重県津市西丸之内21番19号丸の内ジャステイス6階 西丸之内法律事務所
申立人 樋上 益良
本籍三重県津市一志町高野160番地266、最後の住所三重県津市一志町高野160番地266、死亡の場所三重県松阪市、死亡年月日令和7年3月10日、出生の場所大阪府大阪市住吉区、出生年月日昭和9年10月20日、職業不詳
被相続人 亡 森 房子
三重県津市中央1番1号 三重会館4階
相続財産清算人 弁護士 村瀬 勝彦
催告期間満了日 令和8年2月18日
津家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第9047号
長崎市築町1番17号 第2岩元ビル6階 山口裕介法律事務所
申立人 相続財産清算人 弁護士 山口 裕介
本籍長崎県長崎市小曾根町7番地、最後の住所長崎市戸町2丁目173番地9市営二本松アパートB9棟102号、死亡の場所長崎県長崎市、死亡年月日推定平成25年11月24日、出生の場所長崎県長崎市、出生年月日昭和18年12月4日、職業不明
被相続人 亡 岩山 繁人
催告期間満了日 令和8年2月20日
長崎家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和7年(ヘ)第2号

仙台市若林区二軒茶屋8番29号
申立人 立花 宏
権利の届出の終期 令和7年10月24日
令和7年7月11日 仙台簡易裁判所
(別紙) 目 錄
(1)土地 仙台市若林区二軒茶屋71番1
畠 105平方メートル
(2)登記年月日番号 仙台法務局昭和26年10月1日
受付第3408号
(3)登記した権利の内容
登記の目的 地上権設定
原因 昭和26年9月30日設定
目的 建物所有
範囲 南側奥行8間5分、間口1間5分
期間 昭和26年9月30日より満30年
地代 なし
地上権者 仙台市原町南目字二軒茶屋南71番地の3
持分2分の1 佐藤 和夫
仙台市原町南目字二軒茶屋南71番地の2
持分2分の1 半田 昭男

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第198号

兵庫県姫路市車崎2丁目6-15
申立人 加藤 茂
本籍兵庫県姫路市綿町34番地、最後の住所兵庫県姫路市綿町34番地
不在者 加藤多恵子
大正11年12月4日生
届出期間満了日 令和7年11月28日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第33号

山口県下松市大字河内915番地17
申立人 秋永 貴子
本籍山口県周南市大字下上2186番地1、最後の住所山口県周南市大字下上2186番地の1
不在者 木原スエ子
昭和5年3月17日生
届出期間満了日 令和7年11月25日
山口家庭裁判所周南支部

令和7年(家)第95号

岐阜県多治見市市之倉町13丁目83番地の569
申立人 德丸 周二
本籍大分県別府市大字鶴見2063番地、最後の住所大分県別府市大字野田1651番地
不在者 德丸 栄子
大正13年2月15日生
届出期間満了日 令和7年11月20日
大分家庭裁判所

令和7年(家)第28号

横浜市戸塚区川上町391番地58
申立人 須賀慶英子
本籍秋田県秋田市中通3丁目118番地、最後の住所秋田市八橋田五郎1丁目16番7号
不在者 足達 浩
昭和47年6月23日生
届出期間満了日 令和7年11月25日
秋田家庭裁判所

令和7年(家)第384号

長野県北佐久郡御代田町馬瀬口380-6
申立人 山本 幸和
本籍長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口2173番地、最後の住所埼玉県さいたま市北区日進町2丁目822番地4メイコーマンション303
不在者 山本 晃
昭和29年1月1日生
届出期間満了日 令和7年11月10日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第86号

香川県善通寺市中村町770-1 B e w i 1 1 101
申立人 猪野 康広
本籍高知県香美市香北町猪野々2301番地、最後の住所高知県香美市香北町猪野々2301番地
不在者 猪野 文男
昭和27年5月7日生
届出期間満了日 令和7年11月30日
高知家庭裁判所

令和7年(家)第1692号

大阪府松原市東新町2丁目160-13
申立人 岡野 未央
本籍大阪府堺市北区東雲東町3丁6番、最後の住所大阪府八尾市桂町5丁目18番地の1
不在者 伊藤 悟一
昭和37年11月3日生
届出期間満了日 令和7年11月18日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第22号

高知県幡多郡黒潮町浮鞭3954番地
申立人 田邊 利子
本籍高知県幡多郡黒潮町奥湊川1126番地、最後の住所高知県幡多郡黒潮町奥湊川1126番地
不在者 田邊伊太郎
明治35年11月27日生
届出期間満了日 令和7年11月14日
高知家庭裁判所中村支部

令和6年(家)第5281号

福島県白河市会津町26番地8号三栄ハイツ206号室
申立人 深谷美津男
本籍福島県白河市双石坊ノ入7番地、最後の住所東京都世田谷区新桜町1丁目40番10号東武ハイライン新桜町402
不在者 深谷 文也
昭和17年7月2日生
届出期間満了日 令和7年11月13日
東京家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第194号

本籍長野県大町市常盤2115番地78、最後の住所長野県大町市大字大町2265番地
不在者 小日向秀作
明治43年6月20日生
令和7年7月15日失踪宣告審判確定

長野家庭裁判所松本支部裁判所書記官

令和6年(家)第172号

本籍兵庫県姫路市城見町82番地、最後の住所滋賀県東近江市小脇町367番地1
不在者 増田 次夫
昭和16年7月10日生
令和7年7月10日失踪宣告審判確定
大津家庭裁判所彦根支部裁判所書記官

令和6年(家)第2106号

本籍京都府京都市左京区静市市原町345番地6、最後の住所京都市左京区静市市原町345番地の6
不在者 佐野二三男
昭和14年6月30日生
令和7年7月16日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第372号

本籍大阪府岸和田市三田町1278番地2、最後の住所大阪府岸和田市三田町1278番地
不在者 織田 真吾
昭和45年2月20日生
令和7年7月16日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所岸和田支部裁判所書記官

令和6年(家)第456号

本籍東京都墨田区墨田2丁目1331番地、最後の住所兵庫県尼崎市杭瀬本町1丁目15番地
不在者 杉岡多喜男
昭和7年2月1日生
令和7年7月15日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第134号

長野市若穂川田3323番地
債務者 株式会社山岸産業
代表者代表取締役 山岸 靖
1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 一由 貴史
4 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時30分
長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第139号	秋田県南秋田郡八郎潟町夜叉袋字松ノ木116番地 債務者 株式会社カート商会 代表者代表取締役 加藤 泉
1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 赤坂 薫	
4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前11時30分	
	秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1644号	名古屋市中区丸の内3丁目17番4号 第11KTビル8B 債務者 株式会社ライフステージ 代表者代表取締役 吉田 拓也
1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 興吾 純平	
4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前10時40分	
	名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第56号	石川県小松市安宅新町154番地 債務者 中田建築株式会社 代表者代表取締役 中田佐枝子
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後2時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 松山 純子	
4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前11時	
	金沢地方裁判所小松支部
令和7年(フ)第108号	長崎県佐世保市上相浦町8番1号 債務者 有限会社N Y設計企画 代表者代表取締役 山口 貴史
1 決定年月日時 令和7年7月28日午前10時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 中嶋 英博	

4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで	京都市右京区西京極東町8番地 債務者 ディバイングレース株式会社 代表者代表取締役 松山 尚樹
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月5日午後3時30分	
	長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第109号	長崎県佐世保市上相浦町8番1号 債務者 株式会社ネクステージ 代表者代表取締役 山口 貴史
1 決定年月日時 令和7年7月28日午前10時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 中嶋 英博	
4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後2時15分	
	京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1584号	名古屋市港区小確1丁目226番地 債務者 有限会社長野工業 代表者取締役 伊藤 秀美
1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 武田 鉄平	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前10時30分	
	名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1201号	埼玉県北本市中央3丁目61番地KSビル1階B 債務者 株式会社ライオンメディカルグループ 代表者代表取締役 丸山 祐太
1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 峯野 哲也	
4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午後2時10分	
	さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1472号	名古屋市中区錦2丁目11-6 債務者 有限会社京都じょうざんホンマ 代表者取締役 佐藤 円
1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 坪内 友哉	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後2時10分	
	名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1139号	さいたま市岩槻区南平野4丁目8番1号 債務者 リンクアシスタンス合同会社 代表者代表社員 細田 典嗣
1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 平栗 丈嗣	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後2時10分	
	さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1221号	札幌市中央区北4条東2丁目8-6 札幌ユニオンハイツ103 債務者 株式会社アリアライズ 代表者代表取締役 安田 和也
1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 段林 君子	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前11時30分	
	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1403号	名古屋市南区南野2丁目234番地 債務者 株式会社成栄 代表者代表取締役 尾上 慶季
1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 中山 弓子	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午後1時30分	
	前橋地方裁判所太田支部

<p>令和7年(フ)第767号 京都府八幡市西山和氣12番地13、商業登記簿上の本店所在地神奈川県鎌倉市七里ガ浜1丁目15番18号 債務者 株式会社インフォミックス 代表者代表清算人 梅本 泰弘 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡辺 輝人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1151号 札幌市手稲区前田4条7丁目2番31号 債務者 佐藤 雅一 1 決定年月日時 令和7年7月29日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 越前谷孝弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後1時30分 札幌地方裁判所民事第4部 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 規央 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月29日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>4 破産債権の届出期間 令和7年9月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月29日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 鈴鹿地方裁判所第1民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第138号 (最後の住所地) 和歌山県田辺市新庄町646番地、(最後の住民票上の住所地) 和歌山県田辺市東山1丁目4番49号 102 債務者 亡古久保和彦相続財産 特別代理人 安田 克己 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 ゆう 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時35分 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第5040号 東京都中野区新井1丁目2-8-401 債務者 鈴木 悠斗 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部 造一 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月25日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濱田 崇 4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 拓也 4 破産債権の届出期間 令和7年9月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月17日午後1時50分 6 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</p>
<p>令和7年(フ)第143号 (最後の住所地) 和歌山県田辺市新庄町646番地 債務者 亡古久保お波相続財産 特別代理人 安田 克己 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 ゆう 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時35分 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第984号 東京都八王子市鶴田町524番地8 ストーグヴィレッジA201号 債務者 日原 岳広 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高野太一朗 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月14日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀田 曜之 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月21日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 岐阜地方裁判所</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀田 曜之 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月21日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 岐阜地方裁判所</p>
<p>令和7年(フ)第170号 群馬県前橋市敷島町240番地75 債務者 株式会社アクティブデイズ 代表者代表取締役 米倉 健二 1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 守永 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時 前橋地方裁判所民事部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第1223号 東京都小平市小川西町3丁目2番8-301号 第2白井ハイツ 債務者 大武 和利 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 規央 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高野太一朗 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月14日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大沼 卓朗 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>
<p>令和7年(フ)第1224号 東京都小平市小川西町3丁目2番8-301号 第2白井ハイツ 債務者 大武千恵子</p>	<p>令和7年(フ)第111号 北海道中川郡幕別町内若草町552-46 メゾネットセブン106号室、住民票上の住所北海道中川郡豊頃町統内867番地 債務者 松尾 典俊 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平井 智子</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 規央 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大沼 卓朗 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>

令和7年(フ) 第1771号
横浜市保土ヶ谷区星川3丁目17番29号 ハマ
ハイツ101号
債務者 清田 桂子(旧姓松脇)
1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松浦ひとみ
4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月
27日午前11時30分

横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第447号

令和7年(フ)第87号
富山県高岡市中川1丁目2番24号
債務者 乃村堂こと 野村 広清
1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 川原 拓也
4 破産債権の届出期間 令和7年9月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月30日午前11時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第676号
横浜市中区野毛町2丁目90番地 桜木町スカイハイツ502号室
債務者 緑川 剛
1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐野 高王
4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月5日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1192号
横浜市瀬谷区阿久和南2丁目5番地6 クロ
シエットn II 201
債務者 鈴木 健也
1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 増田 尚
4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月5日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで

令和7年(フ)第427号

栃木県栃木市川原田町125番地1

債務者 藤平工業所こと 藤平 裕久

1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 吉野 徹

4 破産債権の届出期間 令和7年9月4日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月14日午後2時20分

6 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第454号
栃木県下都賀郡壬生町緑町2丁目22番2号
債務者 小川 真二
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 日向野 灌
4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月

14日午後0時

6 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第136号

秋田市手形山崎町12番33号 レジデンスやま
ざき203

債務者 高橋 大樹

1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 田中 伸顕

4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見取
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月
23日午前11時30分

6 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第154号
茨城県土浦市右糸2423番地11
債務者 倉井 春登
1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 藤川 武揚
4 破産債権の提出期限 令和7年8月29日

3 財産状況報告書云々、般調査、施正意見取
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月
13日午後1時30分

6 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第126号
福島県郡山市安積1丁目32番地 ソーラーマンション3-C号、前住所福島県郡山市安積1丁目32番地 ソーラーマンション2-B号
債務者 諏訪 富治(旧姓礒)

1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鈴木 裕也
4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見取
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月
10日午後2時30分

6 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第159号
埼玉県児玉郡神川町大字八日市2559番地1
グランドメゾンR 401号

債務者 高橋 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内田 徹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見取
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月
21日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第1776号
神奈川県藤沢市大庭5342番地の8 グラン
メールA103号室
債務者 青山 雄樹

1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山本 晃三
4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月8日午前11時50分
6 負責委員会開催期日 令和7年10月11日

横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1247号

東京都東大和市芋窪5丁目1154番地の2サン
レイクプリモ201号室
債務者 森田 祥平

1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大山晃平
4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月8日午前11時

6 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(7)第276号

令和7年(フ) 第370号
東京都福生市北田園1丁目7番地5サン
ピュー北田園308号室
債務者 出口 深麻

1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 近藤 智仁
4 破産債権の届出期間 令和7年9月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月
31日午後1時15分

6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(平成30年)10月21日

平成7年(ノ)第1033号
横浜市保土ケ谷区峰沢町347番地3 グレイ
スコード102号
債務者 江部 光登

債務者 江部 向豆

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上 貴久
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月27日午前10時50分

6 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1782号 横浜市港北区富士塚2丁目14番29号 債務者瀬戸宏昭 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人弁護士中野智仁 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月29日午後1時50分 6 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人弁護士宮本広志 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 宮崎地方裁判所破産係 令和7年(フ)第304号 大阪府和泉市和氣町1丁目7番40号 債務者岡通信システムこと岡裕司 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人弁護士塩路陽香 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間 令和7年(フ)第821号 札幌市北区北31条西3丁目1番2号フォーレストヴィレッジ313-203号 債務者藤田薰 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第1033号 札幌市白石区川北1条2丁目15番2号テクノハイツ1階101号 債務者中村真由美 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第1139号 札幌市豊平区豊平3条8丁目1番6-205号、申立時の住所札幌市白石区菊水6条2丁目5番12-401号 債務者辻谷直樹 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第1057号 札幌市北区新川1条4丁目4番17-3号J・HOUSE新川203号 債務者片山直美 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第1066号 札幌市豊平区平岸3条8丁目1番4-213号 債務者本井久己 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第1081号 札幌市西区宮の沢2条4丁目6番8-202号 債務者花澤さおり(旧姓秋元) 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第969号 札幌市東区北26条東12丁目3番15-303号 債務者前崎智 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部
--	---	--

令和7年（フ）第1162号 札幌市清田区平岡5条1丁目6番5号 エス ポアールふじC-105号 債務者 八田 壽則 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年（フ）第1187号 札幌市西区琴似4条4丁目1番30号 ナーシ ングホーム しあわせ琴似 債務者 江森 春美 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年（フ）第1225号 札幌市西区西野7条9丁目1番17号 債務者 荒井 正 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年（フ）第1278号 札幌市中央区南10条西10丁目1番1-405号 債務者 三部 宏樹 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年7月28日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年（フ）第70号 北海道網走郡津別町字緑町2番地17 債務者 佐伯 竜也	1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

令和7年(フ)第95号 北海道河東郡音更町木野西通14丁目14番地18 債務者 池田 悅子 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月22日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第109号 北海道帶広市東1条南11丁目8番地2 コーポ金太郎Ⅱ202 債務者 菊池 洋 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月3日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第40号 山形県鶴岡市稻生2丁目50番4号 クイニーアマン103号室 債務者 武田 美香 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 山形地方裁判所鶴岡支部	1 決定年月日時 令和7年7月29日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所大牟田支部	1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 大阪地方裁判所岸和田支部	1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第450号 栃木県宇都宮市御幸町45番地13 ハイム88A 105号室 債務者 柳澤 岳之 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年7月29日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所大牟田支部	1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月13日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月3日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第80号 岐阜県大垣市見取町3丁目37番地 債務者 江川 晴子	代替住所A(旧住所 大分市大字丹生140番地の5) 債務者 吉本ひろみ	北海道旭川市末広3条4丁目4番18-2号 未広3・4ハイツ1F 債務者 西村 義信 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所大牟田支部	北海道旭川市末広3条4丁目4番34号 フェリシエユウ 305号 債務者 杉本 幹 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月13日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第97号 北海道旭川市末広東2条8丁目2番5号 債務者 久木麻知子	1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月3日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部		

令和7年(フ)第3231号	大阪市港区南市岡1丁目3番10号 C1av i s m i n a t o 201号 債務者 古澤 茜子 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月3日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4979号	東京都練馬区上石神井1丁目12-17 コン フォート上石神井II 102 債務者 平尾 敏恵 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月30日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5026号	東京都新宿区戸山1丁目14-18-109 債務者 興儀 真吾 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月30日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5068号	東京都清瀬市松山3丁目11-10-105 債務者 伸座 浩一 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月30日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5070号	東京都板橋区富士見町33-11 ふじみ317 債務者 福田 欣藍 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月30日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5084号	東京都日野市旭が丘6丁目8-5-201 債務者 宮本 栄子(旧姓三浦) 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月30日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5097号	東京都大田区北糀谷1丁目8-11 第2とき わ荘201 債務者 田中 力 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月30日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5103号	東京都板橋区蓮根2丁目31-10-303 債務者 本間 柚映 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月30日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5147号	東京都台東区浅草橋2丁目29-12 東芸4F 債務者 村上 公平 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月30日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5107号	東京都杉並区下井草1丁目7-15 下井草莊 債務者 興梠 拓海 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月30日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5108号	東京都足立区青井1丁目5-19-203 債務者 高橋 豪氣 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月30日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5109号	東京都葛飾区南水元4丁目15-22-203 債務者 岸 昌弘 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月30日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5069号	東京都練馬区春日町4丁目32-17-202 債務者 石田みゆき 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5102号	東京都目黒区自由が丘3丁目6-18-201 債務者 岡田親久由 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

<p>令和7年(フ)第5136号 東京都江戸川区篠崎町1丁目5-9-202 債務者 服部 政雄 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p>令和7年(フ)第597号 札幌市西区琴似1条4丁目1番22-402号 破産者 株式会社DMR 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岡山地方裁判所第3民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>
<p>破産手続開始等 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。</p>	<p>令和7年(フ)第3450号 京都市北区紫野西泉堂町62番地 債務者 株式会社NEXT INNOVATION 代表者代表取締役 橋 佳慶 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 俊順 4 破産法31条5項により、破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。</p>	<p>仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年(フ)第2号 栃木県下都賀郡壬生町緑町1丁目1番12号 破産者 有限会社東京建築総合産業 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>岡山地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第126号 北海道帯広市東2条南11丁目20番地1、履歴事項証明書上の本店所在地北海道帯広市西四条南1丁目17番地 破産者 株式会社若竹 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>
<p>大阪地方裁判所第6民事部 破産手続廃止 令和6年(フ)第198号 滋賀県愛知郡愛荘町805番地2 破産者 Smart Town 合同会社 1 決定年月日 令和7年7月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>宇都宮地方裁判所栃木支部 令和4年(フ)第335号 岐阜県関市栄町5丁目1番25号 破産者 チュウノ一食品株式会社 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>釧路地方裁判所帶広支部破産係 令和6年(フ)第1635号 東京都青梅市新町8丁目11番地の10、破産手続開始決定時の住所東京都青梅市梅郷2丁目417番地の1 破産者 杉浦 豊 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第754号 東京都東村山市恩多町3丁目43番地39 破産者 栗城 照美 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>
<p>大津地方裁判所彦根支部 令和6年(フ)第1343号 札幌市東区北12条東7丁目1番15号 セレス 夕札幌 破産者 株式会社N3プランニング 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>岐阜地方裁判所 令和6年(フ)第2931号 名古屋市西区城西2丁目7番17号 破産者 株式会社プロスコーポレーション 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第309号 東京都大田区矢口1-13-15北嶋ビル1F 破産者 KARA Company 株式会社 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第838号 東京都府中市宮西町3丁目20番地の1 マートルコート府中501 破産者 十倉 論敦 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>
<p>札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p>名古屋地方裁判所民事第2部 令和6年(フ)第512号 岡山県倉敷市玉島爪崎145番地クリスタル ローズB棟205号 破産者 株式会社イージスプロテー</p>	<p>東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第310号 東京都町田市小川2丁目10番地2町田コープ タウン12-408 破産者 阿部 貴昭</p>	<p>東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>

令和6年(フ)第2336号	横浜市泉区新橋町857番地 破産者 株式会社ロード安全工業 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第154号	京都市南区吉祥院鷺川原田町18、商業登記簿上の本店所在地大阪市城東区中央1丁目13番13号 破産者 株式会社テツコーポレーション 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第277号	兵庫県姫路市辻井7丁目9番6号 破産者 株式会社関西ルクス 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
破産手続終結	
令和5年(フ)第799号	札幌市東区中沼町15番地65 破産者 K'Sレンタル株式会社 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1649号	東京都八王子市西寺方町375番地8 破産者 阪本一彦 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和3年(フ)第1522号	神奈川県横須賀市平作8丁目7番4号 破産者 G C株式会社 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1746号	横浜市都筑区早瀬1-19-14-D101 破産者 立工業株式会社 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第3038号	神奈川県鎌倉市大町7丁目1564番地2 破産者 株式会社井上写真スタジオ 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第607号	広島県山県郡北広島町本地1931番地 破産者 有限会社トリオ 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 広島地方裁判所民事第4部
破産手続終結及び免責許可決定	
令和6年(フ)第280号	静岡県富士宮市三園平1644番地 ヴィガラス三園平303号室 破産者 清家英樹 1 決定年月日 令和7年7月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部
令和5年(フ)第152号	奈良市神功2丁目8番地の4 フォレストタウン高の原11-A 破産者 小田信幸 1 決定年月日 令和7年7月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第278号	大阪府八尾市北本町3丁目1番17号、破産手続開始決定時の住所奈良県香芝市上中421番地13 破産者 越知秀司 1 決定年月日 令和7年7月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和6年(フ)第287号	奈良県橿原市白樺町4丁目1番23号 ハイツ白樺の森201、前住所奈良県桜井市大字栗原47番地 破産者 ヨシドウ水道設備こと坂口水道工業所こと吉堂文明 1 決定年月日 令和7年7月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和6年(フ)第211号	栃木県小山市天神町2丁目7番7号 SSKグリーンパーク小山Ⅲ601 破産者 石塚昌男 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所栃木支部
令和6年(フ)第454号	愛知県岡崎市上地1丁目9番地11 パークサイド1丁目B-203 破産者 長島伸浩 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第637号 愛知県岡崎市福岡町字北裏34番地6 破産者 伊藤 路子 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和6年(フ)第1359号 神奈川県大和市西鶴間4丁目8番32号 破産者 津崎 一人 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所多治見支部 破産債権の届出期間及び一般調査期日	1 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで 2 一般調査期日 令和7年10月28日午後2時15分 令和7年7月28日 熊本地方裁判所玉名支部 令和7年(フ)第126号 静岡県沼津市岡一色587番地の4 コーポソレイユ201、前住所静岡県駿東郡長泉町本宿28番地の13 破産者 石橋 功輝
令和6年(フ)第230号 奈良市六条西3丁目22番7-3号 破産者 谷口建設こと酒処さくらこと 谷口 泰彦 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係	令和7年(フ)第458号 神奈川県藤沢市鶴沼藤が谷2丁目3番7号 コリーナ101 破産者 藍田 義文 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで 2 一般調査期日 令和7年9月4日午後2時30分 令和7年7月28日 甲府地方裁判所民事部破産係	1 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで 2 一般調査期日 令和7年11月6日午前11時 令和7年7月30日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和6年(フ)第418号 愛知県豊田市宮上町4丁目40番地6 ハイツK T Y II 106号、開始決定時の住所愛知県豊田市四郷町森前南7番地1 Tステージ豊田四郷レガリア1202号 破産者 佐山 翔
令和6年(フ)第354号 岡山市中区浜1丁目4番19号 リバージュ浜106号室、開始決定時の住所岡山県瀬戸内市邑久町豊安711番地11 破産者 角南 健太 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第478号 神奈川県厚木市林2丁目26番44号 HAYA S H I A c t . 2 101 破産者 岡本 穎生 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで 2 一般調査期日 令和7年9月24日午前10時30分 令和7年7月29日 札幌地方裁判所民事第4部	1 破産債権の届出期間 令和7年9月25日まで 2 一般調査期日 令和7年11月11日午後1時40分 令和7年7月29日 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係 免責許可決定
令和6年(フ)第513号 岡山市北区南方2丁目11番11号 第一和久田ビル3F 305号、旧住所岡山県倉敷市玉島爪崎145番地 クリスタルローズB棟205号 破産者 森岡 宣明 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第628号 神奈川県厚木市寿町3丁目14番4号 プチ201 破産者 阿部久美子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで 2 一般調査期日 令和7年10月21日午後2時 令和7年7月29日 金沢地方裁判所小松支部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部 特別清算終結
令和6年(フ)第1520号 埼玉県川口市仲町2番33号 破産者 株式会社ボラスタン 1 破産債権の届出期間 令和7年9月2日まで 2 一般調査期日 令和7年10月6日午後2時20分 令和7年7月29日 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第16号 熊本県玉名市築地920番地1 グランディール107号 破産者 寺田 拓也	1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(ヒ)第2003号 東京都中央区日本橋人形町2丁目30番5号 清算株式会社 株式会社大喜	
令和7年(フ)第40号 岐阜県多治見市住吉町2丁目43番地の6 住吉マンション101、従前の住所岐阜県多治見市豊岡町3丁目42番地 破産者 魚幸商店こと 内海すみ子		1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 東京地方裁判所民事第20部	

令和7年(ヒ)第2016号 東京都千代田区永田町2丁目17番17号アイオス永田町2F 清算株式会社 CA PARTNERS株式会社 1 決定年月日 令和7年7月24日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(ヒ)第2037号 東京都大田区大森北1丁目19番2号 清算株式会社 株式会社ニュースワン 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(ヒ)第8号 愛知県蒲郡市形原町東稻荷20番地1 清算株式会社 株式会社三幸 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和6年(ヒ)第30号 京都市左京区北白川久保田町1番地 清算株式会社 株式会社KWC 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 京都地方裁判所第5民事部
令和7年(ヒ)第11号 京都府京田辺市三山木野神86番地1 清算株式会社 阪神管財株式会社 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 京都地方裁判所第5民事部
令和7年(ヒ)第3018号 大阪市北区天神橋2丁目北1番21号 清算株式会社 株式会社三亞トトレーディング 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 大阪地方裁判所第6民事部
特別清算協定認可
令和7年(ヒ)第3号 埼玉県比企郡小川町大字角山59番地 清算株式会社 株式会社武藏野リフレッシュ サービス 代表清算人 岡田 勝典

1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 次の協定を認可する。 協定 第1 通則 1 弁済の方法 本協定における弁済は、第2(協定債権の弁済及び免除)1(1)に規定のとおり実施しない。ただし、同2に規定する新たな財産が発見され協定債権者に対し支払うべき額が生じる場合には、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は協定債権者の負担とする。 2 協定の実行等 清算株式会社は、第2(協定債権の弁済及び免除)1(1)に規定する協定を実行し、可及的速やかに清算結了の手続を行う。 3 解除条件 本協定に対する裁判所の認可決定がなされず、又は裁判所の認可決定が取り消された場合は、本協定に基づくすべての行為は、遡って効力を失う。(別紙省略)	1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 次の協定を認可する。 協定 1 清算株式会社が保有する資産1,442,526円について、本特別清算手続が終結するまでに生じる費用(税理士費用、事務費)及び代理人弁護士報酬に充てるものとする。 2 各協定債権者は清算株式会社に対し、別紙記載の各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。 3 前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。 以上 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 次の協定を認可する。 協定 第1 通則 1 本協定の対象となる債権 本協定の対象となる債権は、令和7年4月17日(開始決定日の前日)までの原因に基づいて発生した協定債権(以下「特別清算債権」という。)及び特別清算債権に係る同月18日(開始決定日)以降の利息及び遅延損害金とする。 2 弁済の場所及び端数の処理 (1) 本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。 (2) 按分弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。
令和7年(ヒ)第2011号 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際ビル4階 清算株式会社 株式会社セリン 代表清算人 江田 雄二 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 次の協定を認可する。 協定 1 各協定債権者は清算株式会社に対し、別紙記載の各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。 2 前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。 (別紙省略)	以上 東京地方裁判所民事第20部	第2 弁済及び免除 1 特別清算債権に対する弁済及び免除 (1) 弁済方法 特別清算債権については、以下の方法により弁済する。 ア 資産換価代金から、清算結了までに発生し及び発生すると予想される共益的債権及び優先的債権の全額を控除して、弁済原資総額を算定する。 イ 本協定の認可決定確定日の属する月の末日までに、上記アを弁済原資として、下記割合に応じて弁済する。 記 MMボンドファイナンス株式会社 3.01900% MM社債投資株式会社 88.34526% 株式会社アイティホールディングス 4.38638% 株式会社ファーマシー・オフィスデボ 4.24936%
令和7年(ヒ)第3001号 川崎市宮前区犬藏2丁目3番47-2 清算株式会社 株式会社調剤経営研究所 代表清算人 濱田 秀美	以上 東京地方裁判所民事第20部	2 免除方法 特別清算債権については、上記(1)イの弁済時において、弁済後の残債権額について全額免除を受ける。
特別清算債権に係る令和7年4月18日(開始決定日)以降の利息・遅延損害金については、本協定の認可決定確定時に、全額免除を受ける。		2 開始決定日以降の利息・遅延損害金の免除

第3 残余財産の処理

上記第2の1(1)イの弁済終了後において、清算株式会社に新たな財産が発見された場合には、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から清算結了までに発生し及び発生すると予想される共益的債権及び優先的債権の全額を控除した残額を弁済原資として、上記第2の1(1)イ記載の割合に応じて弁済する。この場合においては、弁済額の範囲において、特別清算債権についての免除は撤回されたものとする。

以上

横浜地方裁判所川崎支部民事部

令和6年(ヒ)第31号

京都市東山区祇園町南側570番地118

清算株式会社 株式会社ネコラボ

代表清算人 前田 朋

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 次の協定を認可する。

協定

1 定義

本協定において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。

2 協定債権の免除

各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に各協定債権(特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。)の全額につき、その債務を免除する。

3 新たな財産が発見された場合の取扱い

前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

(別紙省略)

京都地方裁判所第5民事部

監督命令

令和7年(再)第26号

東京都港区赤坂5丁目4番10号

再生債務者 第一樓ジャパン株式会社

- 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
- 2 監督委員 東京都中央区銀座3丁目13番19号 東銀座313ビル5階 法律事務所Comm&Part 合同弁護士 佐藤 弘康 令和7年7月24日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再)第3号ないし第14号

岡山県倉敷市阿知1丁目7番2号くらしきティプラザ西ビル701号

再生債務者 フアーマーズホールディングス株式会社

三重県四日市市水沢野田町1618番地20

再生債務者 あのつ牧場株式会社

三重県四日市市黒田町395番地

再生債務者 有限会社四日市酪農

兵庫県丹波市市島町喜多910番地1

再生債務者 たんば高原牧場株式会社

広島県神石郡神石高原町桑木1112番地1

再生債務者 じんせき高原牧場株式会社

広島県三次市三和町羽出庭10429番地1

再生債務者 みよし高原牧場株式会社

広島県三次市三和町羽出庭10588番地の1

再生債務者 あせひら乳業株式会社

宮崎県西都市右松3087番地

再生債務者 さいと高原牧場株式会社

熊本県玉名市岱明町上88番地

再生債務者 ありあけ幸鷹牧場株式会社

熊本県阿蘇市石字端辺775番地の32

再生債務者 株式会社阿蘇ファーム

熊本県阿蘇市石字端辺775番地の32

再生債務者 阿蘇ファームリアルエステート株式会社

岡山県倉敷市阿知1丁目7番2号くらしきティプラザ西ビル701号

再生債務者 フアーマーズサンフィード株式会社

1 主文 再生債務者らについて監督委員による監督を命ずる。

2 監督委員 大阪市中央区北浜3丁目6番22号 淀屋橋ステーションワン14階 弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士 輪丸 欣哉

令和7年7月24日

大阪地方裁判所第6民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

令和7年(再)第10号

千葉県千葉市若葉区小倉町1764番地1ル・グラン小倉台109号

再生債務者 山口 賢

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日 付け再生債務者提出の再生計画案
- 2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
- 3 債権者集会
 - (1) 期日 令和7年9月17日午後3時30分
 - (2) 会議の目的 再生計画案の決議
- 4 書面投票期間 令和7年9月9日まで
- 5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年9月3日

令和7年7月22日

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

令和7年(再)第6号

埼玉県川口市川口2丁目12番18号

再生債務者 株式会社メトラン

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

令和7年7月23日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再)第1号

鹿児島県垂水市牛根麓1306番地

再生債務者 有限会社森山水産

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

令和7年7月18日

鹿児島地方裁判所民事第3部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第6号

岐阜市柳津町高桑1丁目140番地 (KANOHAI 102号室)

再生債務者 森下賢一郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月1日から令和7年9月8日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第19号

滋賀県東近江市聖和町5番5-1号

再生債務者 林 祐太

- 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月8日まで

大津地方裁判所彦根支部

令和7年(再イ)第95号

札幌市厚別区厚別南5丁目1番32号

再生債務者 藤本由布子

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月9日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第145号

北海道北広島市大曲柏葉3丁目4番地9

再生債務者 渡部 仁志

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月9日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第155号 札幌市東区北25条東12丁目2番6号 再生債務者 関 辰徳 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月9日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月9日まで さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年(再イ)第11号 長野県千曲市大字新田1980番地1 再生債務者 南澤 宏則 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月1日から令和7年9月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第162号 札幌市北区あいの里3条9丁目15番11号 再生債務者 大崎明日香 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月9日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月9日まで さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年(再イ)第85号 埼玉県鴻巣市箕田942番地8 再生債務者 北田 憲司 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月9日まで さいたま地方裁判所第3民事部
令和7年(再イ)第22号 秋田県潟上市天王字長沼64番地116 再生債務者 佐藤 俊 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月10日まで 秋田地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月12日まで さいたま地方裁判所越谷支部再生係	令和7年(再イ)第13号 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷272番地5 再生債務者 山口千香子 1 決定年月日時 令和7年7月24日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月4日から令和7年9月11日まで 長崎地方裁判所佐世保支部
令和7年(再イ)第87号 埼玉県川口市南前川1丁目5番13号 再生債務者 掛川 竜 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月16日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月16日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(再イ)第200号 大阪市鶴見区諸口4丁目8番7号 フィオーレ鶴見 503 再生債務者 木田 海人 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月29日から令和7年9月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第102号 埼玉県上尾市柏座2丁目4番28号 エリア赤熊702 再生債務者 須江有理子(旧姓原)	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月16日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(再イ)第153号 大阪府高槻市真上町4丁目5番25号 再生債務者 清迫 宏明 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月30日まで 水戸地方裁判所

令和7年（再イ）第5号 新潟県新発田市新富町3丁目3番21号18 再生債務者 長谷川 淳 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月30日まで 新潟地方裁判所新発田支部	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第118号 横浜市青葉区あざみ野4丁目25番地1 ヴィレッジ1110号 再生債務者 根本 賢良 1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年9月24日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年（再イ）第11号 新潟県阿賀野市百津町8番6号 再生債務者 清田 未知 1 決定年月日時 令和7年7月29日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月30日まで 新潟地方裁判所新発田支部	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第193号 大阪府東大阪市島之内1丁目7番13号 再生債務者 坂田眞一郎 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年9月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第41号 愛知県安城市東栄町5丁目11番地10 クラール・アルバ203 再生債務者 小山 裕司 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月9日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月16日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和7年（再イ）第53号 新潟市東区紫竹6丁目18番32号 再生債務者 寺田 貴嗣 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年10月1日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第59号 京都市下京区屋形町23番地1 朝日プラザ鴨川219号室、前住所滋賀県野洲市吉地1224番地 ループふあいぶA棟201号 再生債務者 真相 政季 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月9日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係	1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年9月24日まで 青森地方裁判所弘前支部	令和7年（再イ）第67号 兵庫県姫路市網干区津市場2379番地1 再生債務者 金丸 文昭 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年10月1日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和6年（再イ）第582号 大阪府寝屋川市国松町12番17-1号 再生債務者 甲斐九州男	令和7年（再イ）第11号 青森県平川市八幡崎本林67番地4 再生債務者 尾馬 謙也 1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年9月24日まで 青森地方裁判所弘前支部	令和7年（再イ）第68号 兵庫県姫路市市町的形787番地48 再生債務者 花谷 寛 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年10月1日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年（再イ）第25号 香川県高松市木太町1732番地10 再生債務者 北川 琢己	令和7年（再イ）第25号 青森地方裁判所弘前支部	令和7年（再イ）第87号 千葉県船橋市中野木2丁目10番1-310号 再生債務者 坂本 武彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月15日まで 令和7年7月29日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第48号
さいたま市岩槻区大字馬込189番地6
再生債務者 本橋 光春
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
19日まで
令和7年7月29日
さいたま地方裁判所第3民事部
令和7年(再イ)第16号
埼玉県草加市神明1丁目2番13号 レオパレス21銀杏108号
再生債務者 中野 亮
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
19日まで
令和7年7月29日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係
令和6年(再イ)第13号
岐阜県可児市今渡685番地1
再生債務者 宮田 了
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
19日まで
令和7年7月29日 岐阜地方裁判所御嵩支部
令和7年(再イ)第12号
福岡県小郡市二森1387番地28
再生債務者 岩下 純
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
19日まで
令和7年7月29日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係
令和7年(再イ)第13号
福岡県久留米市上津2丁目4番5-105号
再生債務者 白濱 航太
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月9日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
19日まで
令和7年7月29日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再イ)第35号
愛知県碧南市白沢町3丁目61番地19
再生債務者 丹羽 大輔
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
20日まで
令和7年7月30日
名古屋地方裁判所岡崎支部
令和7年(再イ)第46号
愛知県碧南市城山町5丁目1番地1
再生債務者 矢野 辰弥
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
20日まで
令和7年7月30日
名古屋地方裁判所岡崎支部
令和7年(再イ)第26号
大阪府貝塚市麻生中1043番地1 ロジュマン
麻生中401号
再生債務者 和田 克也
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
25日まで
令和7年7月28日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和7年(再イ)第7号
奈良県葛城市太田913番地
再生債務者 丸紀農園こと 伏見 泰徳
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
25日まで
令和7年7月28日
奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(再イ)第66号
札幌市豊平区月寒東1条13丁目4番2-505
号
再生債務者 富山 一敏
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
26日まで
令和7年7月29日
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第67号
北海道千歳市青葉3丁目11番5号
再生債務者 畑中 弥生
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
26日まで
令和7年7月29日
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第10号
群馬県高崎市下之城町380番地1
再生債務者 高橋 武尊
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
26日まで
令和7年7月29日 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(再イ)第12号
静岡県富士宮市万野原新田3156番地の8
ヴィガラス万野原315
再生債務者 吉澤南十星
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
26日まで
令和7年7月29日
静岡地方裁判所富士支部破産係
令和7年(再イ)第95号
大阪府大東市中垣内1丁目12番3号
再生債務者 高澤 雄司
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
26日まで
令和7年7月29日
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第100号
大阪市旭区新森6丁目12番2号 シャーメゾン旭東 203号室
再生債務者 吉川 郁哉
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
26日まで
令和7年7月29日
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第89号
大阪府阪南市尾崎町3丁目7番13号
再生債務者 芝野 二郎
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
26日まで
令和7年7月29日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和7年(再イ)第18号
大阪府貝塚市水間578番地
再生債務者 宮下日登実
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
26日まで
令和7年7月29日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和7年(再イ)第60号
北海道恵庭市柏木町4丁目11番13-1号
再生債務者 平元らんま
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
27日まで
令和7年7月30日
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第61号
札幌市中央区北13条西16丁目3番1-301号
再生債務者 大鳴 佑介
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
27日まで
令和7年7月30日
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第70号
札幌市白石区北郷7条3丁目13番18号 ソシアルトミイN.o. 86-201号
再生債務者 中川 鉄平
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
27日まで
令和7年7月30日
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第79号 札幌市東区北35条東9丁目2番31-305号 再生債務者 鈴村 潮音 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで 令和7年7月30日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第49号 神戸市中央区元町通5丁目1番8-905号 再生債務者 藤本 華枝 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 19日まで 令和7年7月29日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第15号 岡山県倉敷市福田町古新田120番地18 アビ ラ 103号室 再生債務者 斎藤 彰太 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月20日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 20日まで 令和7年7月30日 岡山地方裁判所倉敷支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで 令和7年7月30日 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第82号 札幌市豊平区月寒西1条10丁目3番16-301 号 再生債務者 渡邊真紀子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで 令和7年7月30日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第16号 兵庫県宝塚市向月町2番13号 再生債務者 達 美幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 19日まで 令和7年7月29日 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係	令和7年（再イ）第1号 愛媛県西条市新市690番地3 再生債務者 岸 洋介 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月20日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 20日まで 令和7年7月30日 松山地方裁判所西条支部	令和7年（再イ）第19号 愛媛県伊予市尾崎36番地1 プロフーモI 203号 再生債務者 兵頭 勇人 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで 令和7年7月30日 松山地方裁判所民事部 給与所得者等再生による再生 手続開始
令和6年（再イ）第20号 香川県丸亀市城東町2丁目13番47号（前住 所）福岡県北九州市小倉北区清水3丁目13番 28-1004号 再生債務者 射場健岱来 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで 令和7年7月30日 高松地方裁判所丸亀支部	令和7年（再イ）第37号 兵庫県姫路市北原482番地8 再生債務者 近藤 宏城 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月20日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで 令和7年7月30日 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年（再イ）第7号 愛媛県新居浜市庄内町2丁目8番12号 再生債務者 横田 美優 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月20日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 20日まで 令和7年7月30日 松山地方裁判所西条支部	令和7年（再口）第6号 兵庫県三木市志染町青山4丁目9番地の18 再生債務者 植野 孝 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月1日から令 和7年9月16日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第15号 栃木県小山市大字松沼421番地3 再生債務者 オカベ アキソン シロシ 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 28日まで 令和7年7月30日 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和7年（再イ）第40号 兵庫県姫路市飾磨区阿成渡場1089番地 サ ニーガーデン201 再生債務者 Bar ADVANTAGEこと 天野 貴耀 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月20日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで 令和7年7月30日 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年（再イ）第3号 福岡県田川郡香春町大字中津原1272番地7 再生債務者 舞野 未来 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 26日まで 令和7年7月29日 福岡地方裁判所田川支部	令和7年（再口）第4号 埼玉県行田市押上町18番地21 レジデンスコ グレ302 再生債務者 忌部 純介 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令 和7年9月30日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年（再イ）第19号 栃木県小山市大字横倉新田5番地86 再生債務者 圓岡 豊 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 28日まで 令和7年7月30日 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和6年（再イ）第82号 広島県東広島市西条町寺家7239番地9 再生債務者 東丸 新吾	令和7年（再イ）第1号 群馬県桐生市相生町2丁目486番地の137 再生債務者 坂口 雅 1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令 和7年10月1日まで 前橋地方裁判所桐生支部	

**給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取**

令和6年(再口)第3号

奈良県香芝市穴虫3066番地45

再生債務者 垣村 哲也

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月27日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年8月20日まで
令和7年7月23日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和6年(再口)第28号

大阪市港区南市岡1丁目8番7号

再生債務者 國政 泰幸

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月24日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年8月26日まで
令和7年7月29日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再口)第2号

札幌市豊平区月寒東2条1丁目3番21号

再生債務者 進士 泰史

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月22日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年8月27日まで
令和7年7月30日

札幌地方裁判所民事第4部

**給与所得者等再生による再生
計画認可**

令和6年(再口)第1号

岩手県奥州市水沢字大畑小路11番地

再生債務者 林 博則

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月30日 盛岡地方裁判所水沢支部

**所在等不明共有者の持分の取
得の裁判に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第1号

神奈川県横浜市緑区鴨居3丁目32番21号

申立人 英 美喜夫

いずれも住所・居所 不明

所在等不明共有者 氏名不詳 2名

届出期間満了日 令和7年11月24日

令和7年7月23日 盛岡地方裁判所水沢支部

(別紙) 物件目録

1 所在 胆沢郡金ヶ崎町西根上畑田

地番 33番4

地目 墓地

地積 241平方メートル

所在等不明共有者 2名の持分 各3分の1

**所有者不明土地及び建物管理
命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第4号

茨城県守谷市松前台3丁目14番地8

申立人 千葉 勝治

住所・居所 不明

(亡菅原孝良の最後の住所) 岩手県一関市藤沢町増沢字成石68番地2

所有者 亡菅原孝良相続財産

届出期間満了日 令和7年9月22日

令和7年7月22日 盛岡地方裁判所一関支部

住所・居所 不明

(亡鈴木陽一の最後の住所) 岩手県一関市磐井町5番43号

共有者 亡鈴木陽一相続財産

住所・居所 不明

(亡鈴木伸二の最後の住所) 岩手県一関市磐井町5番43号

共有者 亡鈴木伸二相続財産

住所・居所 不明

(亡鈴木陽の最後の住所) 岩手県一関市磐井町5番43号

所有者 亡鈴木陽相続財産

届出期間満了日 令和7年9月22日

令和7年7月22日 盛岡地方裁判所一関支部

(別紙) 物件目録

1 所在 一関市磐井町

地番 5番16

地目 宅地

地積 153.05平方メートル

持分4分の1 亡鈴木陽一相続財産

持分4分の1 亡鈴木伸二相続財産

持分4分の1 小野寺公一

持分4分の1 小野寺 浩

2 所在 一関市磐井町5番地16

家屋番号 5番16

種類 居宅

構造 木造アメニティ板葺平家建

床面積 47.93平方メートル

所有者 亡鈴木陽相続財産

**所有者不明土地管理命令に関
する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第4号

茨城県守谷市松前台3丁目14番地8

申立人 千葉 勝治

住所・居所 不明

(亡菅原孝良の最後の住所) 岩手県一関市藤沢町増沢字成石68番地2

所有者 亡菅原孝良相続財産

届出期間満了日 令和7年9月22日

令和7年7月22日 盛岡地方裁判所一関支部

(別紙) 物件目録

1 所在 一関市藤沢町増沢字成石

地番 50番1

地目 畑

地積 854平方メートル

2 所在 一関市藤沢町増沢字成石

地番 49番2

地目 畑

地積 1144平方メートル

令和7年(チ)第3号

申立人 栃木県

住所・居所 不明

(最後上の住所) 東京都国立市東2丁目18番

地の2 大島方

共有者 鈴木 幸

届出期間満了日 令和7年9月24日

令和7年7月24日

宇都宮地方裁判所真岡支部

(別紙) 物件目録

1 所在 芳賀郡益子町大字長堤字西山根

地番 2589番

地目 田

地積 1775平方メートル

共有者 鈴木 幸 持分4分の1

令和7年(チ)第7号

東京都港区南青山4丁目1番6号

申立人 株式会社ジェネル

住所・居所 不明

不動産登記記録表題部所有者 宮崎 又七

届出期間満了日 令和7年9月24日

令和7年7月23日 金沢地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 かほく市上田名子

地番 18番3

地目 畑

地積 416平方メートル

持分 126分の40

令和7年(チ)第8号

東京都港区南青山4丁目1番6号

申立人 株式会社ジェネル

住所・居所 不明

不動産登記記録表題部所有者 田中太三郎

届出期間満了日 令和7年9月24日

令和7年7月23日 金沢地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 かほく市上田名子

地番 18番3

地目 畑

地積 416平方メートル

持分 126分の86

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のエリアサービス事業に関する権利義務を承継乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.open-nes.co.jp/>
(乙) <https://www.nissin-it.co.jp/>

令和七年八月七日

埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目八番一号

(甲) 日信電子サービス株式会社
代表取締役 高野 利男
(乙) 日信ITコネクト株式会社
代表取締役 藤原 健

東京都台東区東上野六丁目九番三号

左記会社は吸収分割して甲は自らのプラント事業に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日を予定しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <https://www.nspc.nipponsteel.com/>
(乙) <https://www.eng.nipponsteel.com/>

令和七年八月七日

東京都品川区大崎一丁目五番一号

(甲) 日鉄バイオライン&エンジニアリング株式会社
代表取締役社長 鈴木 隆
(乙) 日鉄エンジニアリング株式会社
代表取締役社長 石倭 行人

タービル
東京都品川区大崎一丁目五番一号大崎セン

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月七日
東京都大田区西糀谷四丁目一七番二〇号
合資会社伊興田写真館
代表社員 伊興田洋子

効力発生日変更公告

当社は、令和七年八月八日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年九月十六日に変更いたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月七日
東京都渋谷区神宮前二丁目五番八号

株式会社フジ未来共創
代表取締役 長坂 英樹

ヨシダ株式会社
代表取締役 米田 典弘

資本金の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百万円減少して九千円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月九日であり、株主総会の決議は、令和七年八月二十九日に予定しております。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年二月二十五日
掲載頁 九十頁 (号外第三十六号)

令和七年八月七日
大阪府吹田市山田丘二番八号

ルクサンナバイオテク株式会社
代表取締役 佐藤 秀昭

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十三億三千五百七十九万六千四十九円減少することにいたしました。この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年二月二十日
掲載頁 九十三頁 (号外第三十四号)

令和七年八月七日
東京都文京区本郷四丁目一番三号七F

イントグリカルチャーブル株式会社
代表取締役 羽生 雄毅

タービル
東京都品川区大崎一丁目五番一号大崎セン

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月七日

東京都品川区大崎一丁目五番一号大崎セン

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月七日

茨城県水戸市酒門町四八一四番地の一

株式会社新業設備工業
代表取締役 中庭 雅彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和九年一月付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月七日
鹿児島県大島郡龍郷町龍郷二四〇番地二

限定期認証者 川口 雅也

ヨシダ株式会社
代表取締役 太田 健爾

資金移動業の廃止の公告

当社は、令和九年七月七日をもって、資金移動業を廃止することといたしました。

資金決済に関する法律第六十一条第五項に規定する為替取引に関し負担する債務の履行の完了の方法につきましては、完了が必要な為替取引はございません。

以上、資金決済に関する法律第六十一条第三項の規定により公告いたします。

令和七年八月七日
東京都台東区東上野三一八一七

株式会社IREMIT JAPAN
代表取締役 太田 健爾

債権申出の公告(第二回)

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行することにより、令和七年七月一日、厚生労働大臣により解散の認可があつたものとみなされましたので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年八月六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月七日
神奈川県川崎市幸区堀川町五八〇番地
ソリッドスクエア西館六階

債権申出の公告(第二回)

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行することにより、令和七年七月一日、厚生労働大臣により解散の認可があつたものとみなされましたので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年八月六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月七日
神奈川県川崎市幸区堀川町五八〇番地
ゼロ企業年金基金
清算人 酒井 孝明

及び受取者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月七日
鹿児島県大島郡龍郷町龍郷二四〇番地二

限定期認証者 川口 雅也

ヨシダ株式会社
代表取締役 太田 健爾

資金移動業の廃止の公告

当社は、令和九年七月七日をもって、資金移動業を廃止することといたしました。

資金決済に関する法律第六十一条第五項に規定する為替取引に関し負担する債務の履行の完了の方法につきましては、完了が必要な為替取引はございません。

以上、資金決済に関する法律第六十一条第三項の規定により公告いたします。

令和七年八月七日
東京都淀川区三津屋中三丁目八番一号

株式会社代表取締役 東 剛
(甲) 大陽日酸ガス&ウエルディング株式会社
(乙) ガスウェル販売株式会社

訂正公告

令和七年七月二十四日官報第一五一三号三十一頁掲載の左記会社に係る合併公告中、(乙)の最終貸借対照表の開示状況に、<https://www.knmkm.com-123.jp/067b83/index.html> <https://www.knmkm.com-123.jp/099343/index.html> の誤りにつき訂正します。

令和七年八月七日
大阪市西区新町一丁目一六番一号

株式会社代表取締役 東 剛
(甲) 大陽日酸ガス&ウエルディング株式会社
(乙) ガスウェル販売株式会社

代表取締役 河崎 敏也